

静 情 審 第 3 5 号

平成24年12月20日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会

会 長 興 津 哲 雄

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成24年7月27日付け袋土ダ第22号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

太田川ダムに係る公開質問への回答書にアルファベットで表記されたダムの名称等が記載された文書の非開示決定に対する異議申立て（諮問第177号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県知事の決定は、妥当である。

2 異議申立てに至る経過

- (1) 平成24年5月26日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、静岡県知事（以下「実施機関」という。）に対し、以下の内容に係る公文書（以下「本件対象文書」という。）の開示を請求し、同月28日、実施機関は、当該開示請求を受け付けた。

5月24日付け「静岡県への提言」に伴う公開質問に対する回答に記載されている23ダム（A～W）の

1. 名称と所在地（県名）
2. 試験湛水中の上流側最大変位量（全く上流側に傾いていなければ「なし」）
3. 使用開始後の上流側最大変位量（同上）

- (2) 平成24年6月11日、実施機関は、本件対象文書を作成又は取得していないため存在しないとして、条例第11条第2項の規定に基づき非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (3) 平成24年6月18日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、同月22日、実施機関は、これを受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、開示を求めるというものであり、異議申立人が異議申立書、意見書及び意見陳述で主張している異議申立ての理由等は、おおむね次のとおりである。

- (1) 太田川ダム（以下「本件ダム」という。）の上流側変位が特異的なものであるかどうかを明確にするために、試験湛水中の管理基準を設定する際に参考にした本件ダムと類似する23のダム（以下「類似ダム」という。）の試験湛水中及び供用開始後の上流側最大変位についての情報、それがなければ異議申立人自らの手で類似ダムの管理者に情報開示を求めてさらなる調査を進めるために類似ダムの実名の公開を請求した。
- (2) 本件ダムの上流側変位が実施機関のいうように何ら他のダムと変わらない一般的な現象なのか、それとも他のダムには見られない特異的で注意を要する現象であ

るのかは下流に居住する住民の安全にとって切実な問題である。この問題に決着をつけるためには、類似ダムについて、試験湛水中だけでなく、供用開始後の変位データを入手する必要がある。実施機関にそれだけの労をとる気がないのなら、住民が自らの手で調査できるよう、少なくとも類似ダムの実名、所在県名を明らかにすることを求めたが、実施機関はそれさえも「実名のある公文書は不在」という全く形式的な理由を挙げて開示を拒否してきた。

- (3) 実施機関は、ダムの実名さえ開示しないという決定を行った。A～Wとして記載されているダムとその最大変位量のデータが捏造されたものでないならば、なぜ実名が開示できないのか、開示しない理由があるならば明らかにするべきである。絶対値では試験湛水中の下流側変位警戒水準の数値を記録した本件ダムの上流側変位が他のダムと比較して本件ダムに特異的なものなのか否かは、下流域住民の生命、財産を守るために是非とも明らかにされなければならない。速やかな情報開示を強く要請する。
- (4) 実施機関は、ダムの安全性は様々な観測結果を総合的に評価するものと考えているとするが、誰の目にも明らかな経年変化を認めず、総合的判断を放棄している。
- (5) 他のダムの資料を本件ダムの参考にしたいのなら、堤高だけでなく、それらのダムについて、地形、地質、気象、形状等様々な条件を調べた上で選定が行われなければならない。したがって、ダムを特定することが絶対に必要である。本件ダムの管理基準値設定に当たり実施機関から調査業務を受託した業者（以下「受託業者」という。）との打合せ、報告に際して、どのような比較を行ってどのダムが選ばれたかについて、委託する側が何の関心も示さずに受託業者に丸投げして記録も残さなかったとすれば、無責任極まりないことであり、業務委託に瑕疵があったといわなければならない。
- (6) アルファベットで表記されたダムの実際の名称が記録されたメモなりノートなりがあるはずである。また、実施機関の監督員が立ち会ってかなりの期間をかけて類似ダムの資料を見たと思うので、類似ダムに該当するいくつかのダムの所在地は分かるはずである。
- (7) 静岡県は市民が死活の問題として情報公開を求めている事案に対してもっと真剣に対応し、住民の疑問には説明責任を尽くすべきである。現在「そのような公文書がある、なし」だけで形式的に問題を処理してその日その日を過ごせばよいというものでは絶対でない。それは情報公開法を骨抜きにする以外の何ものでもない。
- (8) 受託業者に直接開示を請求しても、今までの我々の経験では「カスタマーである静岡県の同意なしには開示できません」という回答が返ってくることは間違いないので、実施機関に一片の誠意があるならば、請求者に代わって受託業者に情報提供を求めるか、少なくとも住民が自らの手で調査を進めることができるように類似ダ

ムの実名だけでも問い合わせて明らかにすべきである。

- (9) 本件ダムの特異性に関する実施機関とのかみ合った議論を行うためには、類似ダムそのものの実名情報が必要である。また、堤高が同程度のダムを自ら選定するならば、実施機関が類似ダムを選定した際の基準で選定したい。
- (10) 憲法の基本である国民主権の理念を実現するために、情報公開条例第1条の目的を理解し、県民のためにさらに努力するよう実施機関に要望する。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件ダムの試験湛水は、平成20年10月16日から平成21年6月3日までの間に実施し、いずれの観測結果もダムの安全性に影響を及ぼす異常は認められず、試験湛水中の最大変位量も類似ダムと同様の傾向を示していた。
- (2) ダムの運用上想定される水位を実際に経験して取得した各観測データは、ダムの特徴に応じた固有の数値であることから、ダム運用においては安全性の判断の基本となる。現在、本件ダムの日常的管理では、ダムの安全性は、観測値の経時変化、貯水位との関係、他の観測項目の観測値などについて試験湛水時に取得したデータと照らして総合的に判断しており、試験湛水に用いた他のダムのデータを参考とした管理基準値を安全性を判断する根拠とはしていない。
- (3) 各ダムの供用開始後の観測結果については、地形、地質、気象などの自然条件やダムの目的、操作方法などの運用条件が異なることから、本件ダムの安全性の評価に直接関連するものではないため、各ダムの供用開始後のデータは取得する必要性がない。
- (4) 本件ダムの試験湛水期間中の管理基準値設定に当たり実施した調査業務委託契約（以下「本件委託契約」という。）の仕様書には、参考としたダムの名称・所在地を記載することについての記述はなく、本件委託契約の成果物である報告書（以下「本件報告書」という。）の作成に当たっては、受託業者と実施機関の監督員が確認しながら作業しており、本件報告書に記載された最大変位量のデータは決して捏造されたものではない。
- (5) 本件に係る開示請求書で言及されている「「静岡県への提言」にともなう公開質問に対する回答について」の添付資料1は、本件報告書に基づき作成されたものである。本件報告書の作成に当たっては、類似ダムの工事誌を参考とし、本件ダムとの類似性を確認するために堤高を記載している。試験湛水中の管理基準値を設定するために本件ダムと同規模のダムの試験湛水時の観測データを収集することとはしたが、他のダムは、地形、地質、気象、形状など様々な条件が本件ダムと異なるため、ダムの名称や所在地は管理基準値設定に当たって必要な情報ではなく、本件報告書ではアルファベットで表記されている。
- (6) 一般に、ダムは大規模な土木構造物であり、その安全性が社会に及ぼす影響が

大きいことから、入念な地質調査結果に基づき、十分な安全性が確保されるように設計、施工される。また、ダムは上流側の貯水池から水圧等を受ける構造物であり、ダム運用開始前にダムの安全性を確認する試験湛水を実施する。運用上の最高水位（サーチャージ水位）まで水位を上昇させ、漏水量や揚圧力など種々の観測結果を総合的に評価するが、下流側への堤体の変位は、安全確認上、重要な監視項目である。このため、漏水量などとともに試験湛水中の管理基準値を設定しているところ、本件報告書においては、いずれの項目についても、ダムの名称についてはアルファベット表記とされている。

- (7) 本件ダムは、試験湛水を実施した結果、いずれの観測結果もダムの安全性に影響を及ぼす異常は認められなかったことから、平成 21 年 7 月に運用を開始した。その後、ダム建設事業を担当し、調査業務を発注した太田川ダム建設事務所は平成 22 年 3 月で廃止され、袋井土木事務所がダム管理業務を引き継いでおり、本件ダム建設事業に関する文書については、試験湛水を経て本件ダムが安全上の問題がなく完成したこと、本件ダムの管理に係る現地拠点施設である太田川ダム管理所等の文書保存スペース等の理由により各業務の契約関係書類及び最終成果である報告書を保存している。本件ダム建設事業に関連する資料を保管している太田川ダム管理所及び袋井土木事務所の書庫等において、ノート、メモ等も含め再度資料の探索を実施したが、異議申立人が開示を求めたデータ等に関連する資料は確認されなかった。
- (8) 本件報告書の作成に当たっては、受託業者が本件ダムと同規模のダムの公表されている工事誌等の資料を参考にデータを取りまとめたことを確認している。なお、受託業者に確認したところ、資料の作成に当たっては太田川ダム建設事務所が所有していた他ダムの工事誌、受託業者が所有している工事誌を取りまとめたものであり、既に業務が完了しているため、途中作業の資料は保管されておらず、最終成果である本件報告書のみを保管しており、現時点においてダムの名称・所在地を記載している資料は存在していないとのことであった。
- (9) 太田川ダム建設事務所は、事業の必要性、実施状況、ダムの安全性などについて、県民に広報する必要があると考え、広報誌の発行、ダム建設事務所ホームページによる情報提供、見学会などでの説明を実施した。また、堤体ひび割れ調査結果など県民の関心の高いと思われる事項については、公開資料として誰もが閲覧可能となるよう情報公開に努めてきた。試験湛水結果についても、各観測結果及び評価を資料に取りまとめ、公開資料で閲覧可能とするとともに、ダム建設事務所ホームページでも閲覧可能とした。さらに、県民から寄せられた質問や意見等についても実施機関の見解を質問者等に送付するとともに、内容を要約し、ダム建設事務所ホームページでの説明に努めてきた。
- (10) 現在、太田川ダム建設事務所から本件ダムに関わる事務を引き継いだ袋井土木

事務所としても、これまでの経緯を踏まえ、現在観測中の観測結果を公開資料とし、質問や意見等についても実施機関の見解を要約し、袋井土木事務所ホームページで公開するなど誰でも閲覧可能な情報公開に努めている。

5 審査会の判断

当審査会は、本件における開示請求に係る公文書について審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、本件ダムに係る公開質問に対する回答添付資料にアルファベットで表記された類似ダムの名称、所在地（県名）、試験湛水中の上流側最大変位量及び供用開始後の上流側最大変位量（以下「本件情報」という。）が記載された公文書である。

これに対し、実施機関は、条例第11条第2項の規定に基づき、不存在を理由とする本件処分を行ったところ、異議申立人は、本件処分を不服とし、本件処分の取消しを求めて異議申立てを提起したものであることから、以下、本件対象文書を不存在としたことの当否について検討する。

(2) 本件対象文書の不存在について

実施機関の説明によれば、①本件ダムの試験湛水中の管理基準値を設定するために必要なものであることから、試験湛水時における類似ダムの最大変位量等のデータを収集したが、ダムごとに自然条件や運用条件が異なるため、形式及び堤高以外のダムごとの固有情報（名称、所在地など）までは必要ではない、②供用開始後においては、変位量を含む各種項目について、本件ダムの運用により得られた実際の観測データなどをもとに総合的に安全性を判断しており、自然条件や運用条件の異なる類似ダムの供用開始後の観測データを取得する必要性がない、とされている。

また、③本件報告書では、類似ダムの名称はアルファベットで表記されており、本件委託契約に係る仕様書においても、類似ダムの名称、所在地の記載を求める記述はないとのことである。

さらに、④異議申立てを受け、本件対象文書を保管している可能性のある書庫等を改めて探索したが、ノート、メモ等も含め本件情報に関連する資料の存在を確認できなかったとのことであり、⑤実施機関が本件委託契約の受託業者に確認したところによれば、既に業務が完了していることもあり、業務遂行中における資料は保管されておらず、類似ダムの名称、所在地が記載された文書は保有していないとのことであった。

実施機関もいうように、ダムは、その安全性が社会に及ぼす影響が大きい大規模な土木構造物であり、本件情報がそのようなダムに係るものであることを踏まえると、類似ダムの名称等の情報を必要としないとする実施機関の説明に疑問がないと

はいえないが、文書の探索の手法及び範囲に不合理な点は認められず、他に本件対象文書が存在するとの事情もうかがわれないことから、実施機関において本件対象文書を保有しているとは認められない。

(3) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、実施機関が請求者に代わって、本件委託契約の受託業者に情報提供を求めるか、住民が自ら調査できるように、類似ダムの名称だけでも問い合わせて明らかにすべきであるとしている。

前述のような本件情報の性質を踏まえると、異議申立人が本件情報を必要とする理由は理解できるが、情報公開制度は、対象となる機関が保有する公文書について開示請求することができるものであり、保有していない文書についてまで取り寄せて開示することや、情報を取得して提供することまでを義務付けているものではないため、異議申立人の主張は採用することができない。

異議申立人は、その他種々主張するが、本件における当審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 24 年 7 月 30 日	実施機関から諮問書及び意見書を受け付けた。	
平成 24 年 8 月 20 日	審議	第 251 回
平成 24 年 8 月 20 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 24 年 9 月 18 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 24 年 9 月 26 日	審議	第 252 回
平成 24 年 10 月 26 日	異議申立人から意見書（陳述書）を受け付けた。	
平成 24 年 10 月 29 日	審議	第 253 回
平成 24 年 11 月 26 日	審議、異議申立人から意見を聴取した。	第 254 回
平成 24 年 12 月 17 日	審議	第 255 回
平成 24 年 12 月 20 日	答申	

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
興 津 哲 雄	弁護士	第 251 回～第 255 回
鈴 木 紀 子	弁護士	第 251 回～第 253 回、 第 255 回
根 木 真 理 子	静岡大学 教育学部 教授	第 251 回～第 255 回
望 月 律 子	静岡県看護協会 会長	第 251 回～第 255 回
森 俊 太	静岡文化芸術大学 文化政策学科長	第 252 回～第 255 回
山 本 雅 昭	静岡大学 人文社会科学部 教授	第 251 回～第 255 回